



検索

HOME > 保健福祉部 > 福祉局障がい者保健福祉課 > sabikan > 北海道サービス管理責任者等研修開催（障がい者保健福祉課）

## 北海道サービス管理責任者等研修開催（障がい者保健福祉課）

### カテゴリー

> 障がい児・者施策

- ページ内目次**
- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について ▾
  - サービス管理責任者等になるためには ▾
  - サービス管理責任者等に必要実務経験について ▾
  - 北海道サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修 ▾
  - 相談支援従事者研修〔サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修〕 ▾
  - 指定研修事業者の指定について ▾

### 福祉局障がい者保健福祉課メニュー

注目情報

障がいのある方

難病等の方々障がい福祉サービス等の対象となります

> 相談窓口一覧

> 事業所・施設・医療機関一覧

> 北海道障がい者権利擁護センター

> 高次脳機能障害について

> 依存症でお困りのあなたへ…

> ひきこもり支援について

> てんかん診療に関すること

> 各種制度

> 不服審査請求

> 発達障害について

> 精神障がい者地域生活支援センターについて

> 障がい福祉サービスを利用している方で65歳に到達する場合

> 依存症対策支援機関アクセスマップ

> 要約筆記の利用について

> 成年後見制度

> 北海道医療的ケア児等支援センター

> 腎臓機能障がい者通院交通費補助金について



障害福祉サービス事業所の方

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について

### サービス管理責任者が必要となる指定障害福祉サービス等

療養介護・生活介護・自律訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）※宿泊型訓練含む・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）

### 児童発達支援管理責任者が必要となる指定障害福祉サービス等

指定障害児入所施設・指定障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

## サービス管理責任者等になるためには

次の①～④の要件を満たす必要があります。

- ① 相談支援従事者研修（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者向け研修）の修了
- ② サービス管理責任者等基礎研修の修了
- ③ 実務経験（原則2年）
- ④ サービス管理責任者等実践研修の修了

※令和元年度の改正により、サービス管理責任者研修（分野別）と児童発達支援管理責任者研修は統合されました。

※③の実務経験は、①及び②修了後に、2年以上の相談支援または直接支援業務の実務経験が必要です。

ただし、要件を満たした場合は6月以上。（下記「サービス管理責任者研修等の受講の考え方について」を参照）

※サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者になった後は、サービス管理責任者等研修（更新研修）を5年ごとに1回受講する必要があります。

※サービス管理責任者等研修（更新研修）を受講できなかった場合は、サービス管理責任者等研修（実践研修）を受講するまでの間は資格が停止されます。

### サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

2023.9.21 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課作成

**現研修体系の取扱い**

◆既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修修了者も、2人目として配置可能  
◆個別支援計画原案の作成が可能

**原則、基礎研修を修了してから、2年以上の相談支援又は直接支援業務の担当経験が必要。（※）例外あり**

◆研修を修了した翌年度を初年度と計算して、5年度毎の各年度末までに更新研修の修了が必要  
※更新研修受講開始日から5年間に於いて2年以上の従事が要件

※OJT 6月以上で実践研修を受講する場合の要件  
◆次の①～③の全ての要件を満たす必要があります。  
① 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。  
② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。  
③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う（原則、OJT開始前に届出）。

「変更届出書」を届出するケース  
・やむを得ない事由による人員の欠如時以降、サービス管理責任者等としてみなし配置する場合  
・既にサービス管理責任者等が1名以上配置され、基礎研修修了者も、2人以上のサービス管理責任者等として配置する場合

「個別支援計画原案作成従事者届出書」を届出するケース  
・基礎研修修了者が生活支援員等として配置されたまま、サービス管理責任者等のもので、個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合。  
（生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合）

※留意事項  
■ 基礎研修修了者とは、「㉠：サービス管理責任者等基礎研修、㉡：相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者」。  
■ 基礎研修修了者となった日は、「㉠」と「㉡」の修了日の修了日のうち、後に受けた研修の修了日。  
■ OJT（実務経験）期間の計算は、基礎研修修了者となった日の翌日から数える。  
例 ㉠の研修をR5.6.1に修了し、㉡の研修をR5.7.12に修了した場合、R5.7.12が「基礎研修修了者となった日」となる。  
OJTの開始はR5.7.13から可能であり、その場合は、R7.7.12以降に実践研修が受講可能となる。  
■ 実務経験や研修受講要件等を満たさずに研修を修了した場合は、研修の修了を無効とする。

- 地方税法第348条の規定に基づく固定資産税の非課税対象となる団体の証明について
- 国からの関係通知等
- 工賃向上計画の策定について
- 指定障害児通所支援事業者・指定障害児入所施設等の指定申請等関係
- 障がい者の一般就労を支える人材の育成について
- 障がい福祉サービス事業者の指定等について
- 現況報告書（障害サービス）
- 行政処分（障害）
- 業務管理体制（障がい）
- 障害福祉サービス等情報公表制度
- 福祉・介護職員処遇改善加算等
- 指定障害福祉サービス事業者等自己点検表
- 喀痰吸引等について
- 施設における高齢者・障がい者虐待防止に向けた利用者等実態調査
- 共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査
- 障がい者就労支援研修情報
- 医療・社会福祉施設等物価高騰対策について
- 障害福祉サービス事業者等の業務継続計画(BCP)について

### サービス管理責任者研修等の経過措置について

**経過措置について**

H30年度までの旧体系受講者（令和6年3月31日までに更新研修の受講が必要な方）

令和5年度末までは、引き続き、サービス管理責任者等として業務可能。

令和6年度以降もサービス管理責任者等として業務を行う場合は、令和5年度末までに更新研修の修了が必要  
※有効期間は、研修を修了した翌年度を初年度と計算して、5年度末まで。

サービス管理責任者等として業務を継続する場合には、初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間の間に1度この更新研修の修了が必要。

**留意点**

■経過措置について

- 令和6年度以降もサービス管理責任者等の業務を行う場合は、**令和6年3月31日までに更新研修を修了する必要がありますが、期限までに更新研修を受けなかった場合は、実践研修から受け直す必要があります。**
- 経過措置対象者が、令和5年度末までに更新研修を受講しなかった場合、令和6年度以降、サービス管理責任者等として扱うことができず、欠如減算等が生じることとなりますので、留意ください。



# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

## 別添1

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

### ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

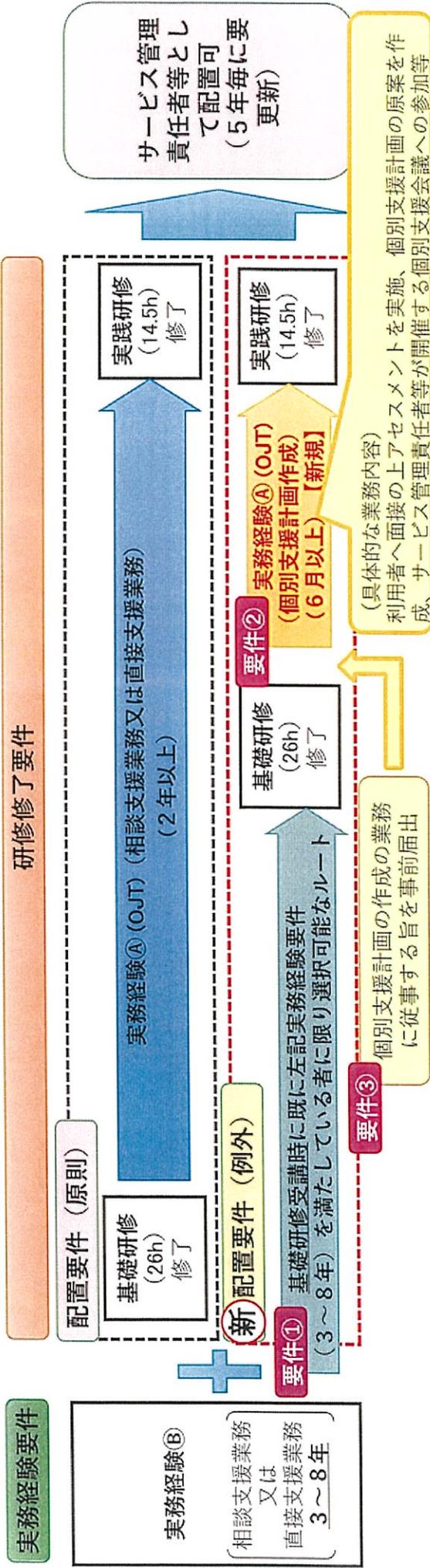
- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、**例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
  - 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
    - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成**までの一連の業務（※）を行う。
    - やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、**個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。
- （※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験④(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添3

## ② やむを得ない事由による措置について

- ・ やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病体など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

